

令和 7 年（2 0 2 5 年）

旭 川 市 議 会 議 案

第 3 回 定 例 会

令和 7 年 9 月 2 6 日 開 会

令和 7 年 月 日 閉 会

令和6年度旭川市一般会計決算の認定について

令和6年度旭川市一般会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

令和6年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市動物園事業特別会計決算の認定について

令和6年度旭川市動物園事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算の認定について

令和6年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市育英事業特別会計決算の認定について

令和6年度旭川市育英事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定について

令和6年度旭川市介護保険事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定について

令和6年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市水道事業会計決算の認定について

令和6年度旭川市水道事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市下水道事業会計決算の認定について

令和6年度旭川市下水道事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市病院事業会計決算の認定について

令和6年度旭川市病院事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市一般会計補正予算について

令和7年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年旭川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第6号ただし書中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月20日から施行する。

（説 明）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 6 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年旭川市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 1 号中「3 7 2 床」を「3 6 2 床」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

一般病床数を変更するために、旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市 21 世紀の森施設条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市 21 世紀の森施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 26 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市 21 世紀の森施設条例の一部を改正する条例

旭川市 21 世紀の森施設条例（昭和 63 年旭川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 中第 12 号を削り、第 13 号を第 12 号とする。

第 2 条の 2 の 2 第 1 項中「、森林学習展示館及び」を「及び」に改め、同項の表中

「

森林学習展示館	午前 9 時から午後 10 時まで
自然体験ゾーンキャンプ場	午前 10 時から翌日の午前 10 時まで

」を

「

自然体験ゾーンキャンプ場	午前 10 時から翌日の午前 10 時まで
--------------	-----------------------

」に

改める。

第 5 条第 1 項中「別表第 7」を「別表第 6」に改める。

別表第 7 を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

(説 明)

森林学習展示館を廃止するために、旭川市２１世紀の森施設条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 6 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例（平成 2 6 年旭川市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

緊急安全措置に係る規定を整備するために、旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市手数料条例及び旭川市建築基準法施行条例の
一部を改正する条例の制定について

旭川市手数料条例及び旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市手数料条例及び旭川市建築基準法施行条例の
一部を改正する条例

(旭川市手数料条例の一部改正)

第1条 旭川市手数料条例（平成12年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に、「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

(旭川市建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 旭川市建築基準法施行条例（昭和44年旭川市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第1項第26号中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改める。

第7条ただし書中「第112条第1項」を「第112条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。ただし、第2条中旭川市建築基準法施行条例第7条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

建築基準法施行令の一部改正に伴い、旭川市手数料条例及び旭川市建築基準法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例
第47号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（説 明）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市放課後児童
健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(説 明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年旭川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（説 明）

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年旭川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第2項中「が行われた」を「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、令和7年10月1日から施行する。

(説 明)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、認定こども園（認定こども園法第3条第1項の認定を受けた幼稚園、同条第3項の認定を受けた連携施設（同項に規定する連携施設をいう。以下この条において同じ。）並びに認定こども園法第3条第10項の規定による公示がされた幼稚園及び連携施設に限る。）及び幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(説 明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（虐待等の禁止）

第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第15条第1項中「から第13条まで」を「、第13条」に改め、同項の表第6条第1項の項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改め、同表第12条の項を削り、同条第2項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第15条第1項の表第6条第1項の項の改正規定及び第15条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(説 明)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の
要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の
要件を定める条例の一部を改正する条例

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年旭川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（説 明）

教育及び保育の内容に関する基準に係る規定を整備するために、旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市春日青少年の家条例を廃止する条例の制定について

旭川市春日青少年の家条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市春日青少年の家条例を廃止する条例

旭川市春日青少年の家条例（昭和52年旭川市条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

（説 明）

旭川市春日青少年の家を廃止するために、旭川市春日青少年の家条例を廃止しようとするものである。

変更契約の締結について

令和6年6月24日に契約の締結の議決を経た第2豊岡団地建替（3）新築工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

変更前の契約金額	1, 206, 700, 000円
変更後の契約金額	1, 231, 690, 149円



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年6月13日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 第2豊岡団地建替（3）新築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 1, 2 0 6, 7 0 0, 0 0 0円 |
| 3 契約の相手方 | 荒井・田中・タカハタ共同企業体
荒 井 建 設 株 式 会 社
株式会社田中組旭川支店
タカハタ建設株式会社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率について、次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 2 6 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

(単位 %)

実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字比率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
— (1 1 . 2 5)	— (1 6 . 2 5)	9 . 1 (2 5 . 0)	8 4 . 2 (3 5 0 . 0)

備考

- 1 「実質赤字比率」欄の「—」は、実質赤字額がないため実質赤字比率が算定されないことを示す。
- 2 「連結実質赤字比率」欄の「—」は、連結実質赤字額がないため連結実質赤字比率が算定されないことを示す。
- 3 () 内の数値は、旭川市の早期健全化基準を示す。

令和 6 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく資金不足比率について、次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 26 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水 道 事 業 会 計	－
下 水 道 事 業 会 計	－
病 院 事 業 会 計	6．9

備考 「資金不足比率」欄の「－」は、資金不足額がないため資金不足比率が算定されないことを示す。

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合
806,137円	令和7年7月31日	令和6年9月11日 旭川市神居9条4丁目	市 100%

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合
61,160円	令和7年6月30日	令和7年5月12日 旭川市末広6条1丁目	市 100%

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合
278,487円	令和7年6月30日	令和7年5月2日 旭川市江丹別町芳野	市 100%

専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整理 番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	旭川空港侵入 警戒センサー 電気設備工事	変更前 269,500,000 変更後 271,512,479	令和7年 7月11日	議案第5号契約の締結に ついて （令和7年4月9日）
2	豊岡小学校屋 体増改築工事	変更前 734,800,000 変更後 753,445,612	令和7年 8月18日	議案第8号契約の締結に ついて （令和6年9月13日）
3	旭山動物園遊 戯施設整備工 事	変更前 152,350,000 変更後 154,077,000	令和7年 9月9日	議案第22号契約の締結 について （令和7年6月26日）



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年4月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 旭川空港侵入警戒センサー電気設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 269,500,000円 |
| 3 契約の相手方 | クマザキ・大東・中央共同企業体
株式会社クマザキ電工
大東電気工事株式会社
中央電設株式会社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年9月10日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 豊岡小学校屋体増改築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 734,800,000円 |
| 3 契約の相手方 | 廣野・新谷・高共同企業体
株式会社廣野組
新谷建設株式会社
株式会社高組 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 旭山動物園遊戯施設整備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 1 5 2 , 3 5 0 , 0 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | 平間・北海道グリーン・イハラ共同企業体
平 間 造 園 株 式 会 社
北海道グリーン工業株式会社
株 式 会 社 イ ハ ラ |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |